

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1．第47号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第47号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第47号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第47号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第2．第48号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第48号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 第49号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第49号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第4. 第50号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第50号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 第51号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

第51号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 第52号議案 平成30年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

第52号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は所管の。

12 番 池田議員

池田議員／総務費の2款2項企画費の中で、ありがとう秋田竿燈まつり市民訪問団ということで450万が出されておりますけれども、この中で、450万のうち350万が市民訪問団、100万が職員旅費ということになっておりますけれども、まず確認ですけれども、市長演告の中では約20名の小学生の訪問団ということでしたけれど、11小学校ある中、22名なのか20名なのかということと、100万の職員旅費が上がっておりますけれども、これ何人の職員に何人をあてられるのか、そして市民訪問団について、負担金がどのぐらいになるのかお尋ねをいたします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／おはようございます。

議員の御質問に対して回答いたします。

まず小学生の訪問団につきましてでございますが、最終的には実行委員会のほうで決定をすることになると思いますが、先ほど議員がおっしゃられたように、11校の各2名ずつということで22名ということで予定をしているところでございます。

次に、職員旅費につきましてでございますが、8月の小学生の訪問団につきましては6名の実行職員を予定しております。

また10月の訪問団につきましては5名の職員、あわせて11名の職員の実行を予定しているところでございます。

続きまして、3番目の市民訪問団への個人負担ということでございますが、これにつきましても最終的には実行委員会を開催いたしまして、決定をしていきたいと考えておりますが、現在想定として3万円前後ということで考えているところでございます。

以上でございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／子ども・子育て支援団体、いわゆるリカレントの開催ですけれども、募集のほうは
どういうふうにされるのか。

そしてまたその内容は講師なのかどうなのか、現場の方なのか、それについてお尋ねしたい
と思います。

もう一点は、学校以外の場における教育機会の確保とかその3つ、タブレットを利用した研
究ということで、財源補正がなっている、国からしたちゅうことでそれはわかるんですけ
ども、具体的にタブレットまで購入する金額なのか、それとも講師謝金というか、そういう
勉強のための金額なのかをお尋ねします。

そしてもう一つは地域パワーアップ事業のハウスの件ですけれども、嬉野の方と一緒にハウス
組合が購入するっていうふうになっておりますけれども、これは個人じゃなくて、組合所有
の件というのかそういうのになるのかについてお聞きします。

議長／松尾こども教育部長

松尾こども教育部長／おはようございます。

まず1点目のリカレントの研修会における周知等の方法ということですが、当然フェイス
ブック、ケーブル***に依頼して周知をかけたいと思います。

あわせて、県の社会福祉協議会をとおして、周知、県内での周知をお願いしたいという
ふうに考えています。

具体的には、市内の保育園とか、保育支部会とかで知り合いの方とか、昔そういった方がお
られたとかいう情報を収集しながら、周知に努めていきたいと考えております。

あと講師ということですが、予定といたしましては、子育て総合支援センターを中心
に、年内15回の開催を予定しております。

中心的にはヨシモトセンター長を中心に講師をとということでございますけれども、ほかに大学
の教授の方とか実施を行う際の現役の保育士の方等とともに研修、実習を行っていきたく
いうふうに考えております。

あともう一点、タブレット、国県の委託事業におけるタブレットの購入ということでありま
すけれども、一つ、学習上の支援機器と教材活用評価研究事業、これは西川登小学校におけ
る障がいの児童に対する研究ということになりますけれども、iPadあるいはノートパソコン等
の購入を予定しております。

以上です。

議長／松尾営業部理事

松尾営業部理事／お答えいたします。

産地パワーアップ事業でございますが、事業の実施主体は、施設***、環境***、耐候性ハウス組合ということですが、農業者で組織します任意団体でございます。

ハウスについては実施主体で取得し、農業者組合の委員(?)であります農業者が栽培、管理運営を行うというふうなことでなっております。

議長／11 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／予算書の3ページの国庫支出金、教育委託金497万8000円、財源補正での今回の正式な、国の委託金での事業の実施ということだと思いますけども、委託事業については、私の思うところは、今後の事業のきっかけづくりの委託事業だということ判断もしておりますけれども、今回3事業、不登校生徒・児童のサポート配置あるいは障がいのある子どもたちへの教材やタブレットの活用といった支援事業が実施をされる予定ですけども、3つの事業の委託事業の期間と、委託実践校が今回、橘小学校、西川登小学校、それから北方中学校ということで実践校が指定されているようでありまして、指定に当たってはぜひ、例えば北方中学校がこの事業に対しては取り組みさせてくださいということで指定をされたのかどうか、あるいはこの事業に当たっては教育委員会でここがいいだろうという形、あるいは国からの指定があって指定校、実践校を決定されているのか、その点だけお尋ねをさせていただきますと思います。

議長／松尾こども教育部長

松尾こども教育部長／先ほど御質問があった事業につきましては、3つ全て国の文部科学省の調査研究委託事業ということになります。

まず1点目の、それぞれ3つの事業の期間ですけども1年です。

ただ、継続もあり得るという状況になっています。

指定のあり方ということですけども、国のほうから募集がありまして、公募によって申請をしたということですけども、これにより、その要因については学校の状況、あるいは児童生徒の状況、ICTの整備環境の状況等で、それぞれの事業の目的にあった現場の状況を照らしてうちのほうから手を挙げていると、指定を受けたということでございます。

議長／11 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／指定、公募によって申請をしたということで、学校長がみずからぜひ取り組

みをさせていただきたいということで実践校として指定をされたのかどうか、教育委員会のほうでそういうような環境整備が整った学校を指定されているのかどうか、その点だけ確認をさせていただきたいと思います。

議長／浦郷教育長

浦郷教育長／御存じのように、これまでの食育であったり、***教育であったり、よそでないようなことでも意欲的に取り組んでまいりました。

もちろん、実際にやってもらうのは各学校でありますので、いざ、実際に公募があっても最終的に校長と協議をしまして、これできるかと、価値があるかと、将来性があるかということで、随分取りやめたものもございます。

そういう中で、各学校でこれはぜひやってみたいという形で受け入れてもらってやっているというところがございます。

できるだけ一般財源を使わない(?)ような形で先進的な教育の部分に取り組んでいるということがございます。

議長／ほかに質疑はございませんか。

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第7.報告第3号 平成29年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第3号に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第8.報告第4号 平成29年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第4号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。
日程第 9. 報告第 5 号 平成 29 年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 5 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。
日程第 10. 報告第 6 号 平成 29 年度武雄市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 6 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。
日程第 11. 報告第 7 号 平成 29 年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 7 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。
日程第 12. 報告第 8 号 平成 29 年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第 8 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。
日程第 13. 報告第 9 号 平成 29 年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題
といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／体協の報告で毎年やられているということで思いますけども、この報告というのは、会長がこの報告書を持って担当課のほうに来て、これはこうですと。

そして、年間的にはこういう問題がありますとか、そのいろんな報告というんですかね、会計報告じゃなくて、こういうところを今度つくりたいとか、こういうのが傷んでますとか、そういう打ち合わせ報告的なこともあっているのかどうか、お聞きします。

議長／山口こども教育部理事

山口こども教育部理事／おはようございます。

議員御質問の件でございますけれども、体協のほうの報告につきましては、教育委員会のほうに、その経営状況、体協そのものの経営状況を含めまして、教育委員会の担当課ではなくて教育委員会そのものに報告を受けております。

議長／質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。
日程第 14. 報告第 10 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 15. 選挙第 8 号 武雄市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、武雄市選挙管理委員会委員 4 名及び同補充員 4 名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づく指名推選の方法によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

最初に武雄市選挙管理委員会委員の指名を行います。

住所、氏名の順に申し上げます。

武雄市山内町、大宅敏治氏。

武雄市北方町、末次隆裕氏。

武雄市武雄町、山崎みち子氏。

武雄市橘町、諸岡隆裕氏。

以上 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました 4 名の方を、武雄市選挙管理委員会委員の選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方が、武雄市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、武雄市選挙管理委員会委員補充員の指名をいたします。

この補充員については、地方自治法第182条第3項の規定に基づき、順位が必要でございますので、順位を付して指名いたします。

第1順位、武雄市橘町、古川正幸氏。

第2順位、武雄市武雄町、平山由美子氏。

第3順位、武雄市武雄町、蒲地則幸氏。

第4順位、武雄市武雄町、本村博史氏。

以上の4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま順位を付して指名いたしました4名の方を、武雄市選挙管理委員会委員補充員の選挙の当選人に定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方が武雄市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れ様でした。